

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和5年1月31日 05時32分ごろ
発生場所	大阪府 ^{せんなん} 泉南市岡田漁港 大阪府岡田港沖防波堤北灯台から真方位197° 10m付近 （概位 北緯34° 23.5′ 東経135° 16.4′）
事故の概要	漁船 ^{ひさよし} 久吉丸は、出航中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和5年2月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 久吉丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	OS2-1582（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（甲板員）
損傷	本船 船首部外板を破損 防波堤 擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、底引き網漁の目的で、漁場に向け岡田漁港を出航した。</p> <p>本船は、出航に先立ち、前部甲板及び後部甲板に設備したLED照明具が点灯される中、船長及び甲板員が氷の積込み作業等を行った後、前部甲板のLED照明具のみ消灯し、法定灯火を表示していた。</p> <p>船長は、後部甲板のネットローラ左舷側の操縦場所で操船に当たり、岡田漁港の沖防波堤（以下「本件防波堤」という。）と波除堤の間を通航するため約10ノットの対地速力で西北西進中、いつもより目視しづらく感じていたが、出航から約1分後、波除堤西端に設置された灯台の緑色光を認めたので、本件防波堤北東端に設置された大阪府岡田港沖防波堤灯台（以下「本件灯台」という。）の赤色光を探し始めたところ、衝撃を受け、本件防波堤に衝突したことを認めた。</p> <p>甲板員は、船長の船尾側で立って見張りを行っていたが、衝突によって甲板上に転倒し、頭部に打撲を負った。</p> <p>本船は、GPSプロッターをネットローラ付近に設置していたが、船長は目視のみで操船していた。</p> <p>船長は、出航直前まで明るい甲板上で作業を行い、また、LED照明具を点灯したまま後部甲板のネットローラ付近で操船を行っていたことが影響し、目が暗闇に順応していなかったため、本件灯台の灯光に気付かなかつたと本事故後に思った。</p>

分析	本船は、岡田漁港から出航中、船長が、目が暗闇に順応していない状態で目視のみで操船を行っていたことから、本件灯台の灯光に気付かず、本件防波堤に向けて航行し、船首部が本件防波堤と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、岡田漁港から出航中、船長が、目が暗闇に順応していない状態で目視のみで操船を行っていたため、本件灯台の灯光に気付かず、本件防波堤に向けて航行し、船首部が本件防波堤と衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、夜間、見張りを妨げるおそれのある照明は消灯し、目が暗闇に順応してから操船に当たること。・ 船長は、夜間、出航操船を行う際には、GPSプロッター等を活用して船位を確認すること。